

令和6年介護報酬改定に伴う加算の届出について

- ・令和6年報酬改定で新設された加算または要件変更等で届出の必要な加算（主なもの）について一覧にしています。
- ・既存の加算で届出がない場合は、概要に記載のとおりスライド処理を行います。

※令和6年3月19日時点の情報で作成しているため、今後取扱いが変更する可能性があります。

「既存のサービス事業所の届出留意事項（令和6年6月）」

サービス種別	加算項目	内容	旧加算区分	新加算区分	概要
全サービス（※以下のサービスを除く） ※訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護予防支援	介護職員等処遇改善加算	名称変更 区分変更 要件変更	なし、加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲ	なし、加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲ、加算Ⅳ、加算Ⅴ（１）～（１４）	・「介護職員処遇改善加算」→「介護職員等処遇改善加算」 ・既存届出内容がいずれの場合も、新たな届出がない場合は「なし」とみなします。
全サービス（※以下のサービスを除く） ※訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護予防支援	介護職員等特定処遇改善加算 介護職員等ベースアップ加算	廃止	（省略）	（省略）	

サービス種別	加算項目	内容	旧加算区分	新加算区分	概要
訪問看護	高齢者虐待防止措置実施の有無	新設	—	減算型, 基準型	・高齢者虐待防止の措置を実施していない場合, 「減算型」の届出が必要となります。
	緊急時訪問看護加算	区分変更 要件変更	なし, あり	なし, 加算Ⅰ, 加算Ⅱ	・「加算Ⅰ」を算定する場合は, 新たに届出が必要です。 ・旧「あり」を算定している場合で, 新たに届出がない場合は「加算Ⅱ」に移行します。
	専門管理加算	新設	—	なし, あり	・新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	口腔連携強化加算	新設	—	なし, あり	・新たな届出がない場合は「なし」とみなします。
訪問リハビリテーション	高齢者虐待防止措置実施の有無	新設	—	減算型, 基準型	・高齢者虐待防止の措置を実施していない場合, 「減算型」の届出が必要となります。
	口腔連携強化加算	新設	—	なし, あり	・新たな届出がない場合は「なし」とみなします。
	リハビリテーションマネジメント加算	区分変更 要件変更	なし, 加算Aイ, 加算Aロ, 加算Bイ, 加算Bロ	なし, 加算イ, 加算ロ	・新たな届け出がない場合, 以下のとおり移行します。 「加算Aイ」→「加算イ」 「加算Aロ」→「加算ロ」 「加算Bイ」→「加算イ」 「加算Bロ」→「加算ロ」
	リハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説明	新設	—	なし, あり	・旧「加算Bイ」, 旧「加算Bロ」を算定している場合で 新たな届出がない場合は, 「あり」に移行します。

サービス種別	加算項目	内容	旧加算区分	新加算区分	概要
居宅療養管理指導	医療用麻薬持続注射療法加算	新設	—	なし, あり	・新たな届出がない場合は「なし」とみなします。
	在宅中心静脈栄養法加算	新設	—	なし, あり	・新たな届出がない場合は「なし」とみなします。
通所リハビリテーション	高齢者虐待防止措置実施の有無	新設	—	減算型, 基準型	・高齢者虐待防止の措置を実施していない場合, 「減算型」の届出が必要となります。
	リハビリテーションマネジメント加算	区分変更 要件変更	なし, 加算Aイ, 加算Aロ, 加算Bイ, 加算Bロ	なし, 加算イ, 加算ロ, 加算ハ	・新たな届け出がない場合, 以下のとおり移行します。 「加算Aイ」→「加算イ」 「加算Aロ」→「加算ロ」 「加算Bイ」→「加算イ」 「加算Bロ」→「加算ロ」 ・「加算ハ」を算定する場合は, 新たに届出が必要となります。
	リハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説明	新設	—	なし, あり	・旧「加算Bイ」, 旧「加算Bロ」を算定している場合で新たに届け出がない場合は, 「あり」に移行します。
	施設等の区分	区分変更 要件変更	大規模の事業所(Ⅰ)(病院・診療所) 大規模の事業所(Ⅰ)(介護老人保健施設) 大規模の事業所(Ⅰ)(介護医療院) 大規模の事業所(Ⅱ)(病院・診療所) 大規模の事業所(Ⅱ)(介護老人保健施設) 大規模の事業所(Ⅱ)(介護医療院)	大規模の事業所(病院・診療所) 大規模の事業所(介護老人保健施設) 大規模の事業所(介護医療院) 大規模の事業所(特例)(病院・診療所) 大規模の事業所(特例)(介護老人保健施設) 大規模の事業所(特例)(介護医療院)	・変更後の区分に該当する場合は, 届出が必要となります。
	業務継続計画策定の有無	新設	—	減算型, 基準型	・業務継続計画が未策定の場合は, 「減算型」の届出が必要となります。

サービス種別	加算項目	内容	旧加算区分	新加算区分	概要
短期入所生活介護	併設本体施設における介護職員等処遇改善加算Ⅰの届出状況	名称変更 要件変更	(省略)	(省略)	<ul style="list-style-type: none"> ・「併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況」→「併設本体施設における介護職員等処遇改善加算Ⅰの届出状況」 ・要件を満たしていない場合は取下げの届出が必要となります。
短期入所療養介護	併設本体施設における介護職員等処遇改善加算Ⅰの届出状況	名称変更 要件変更	(省略)	(省略)	<ul style="list-style-type: none"> ・「併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況」→「併設本体施設における介護職員等処遇改善加算Ⅰの届出状況」 ・要件を満たしていない場合は取下げの届出が必要となります。
介護予防訪問看護	緊急時訪問看護加算	区分変更 要件変更	なし, あり	なし, 加算Ⅰ, 加算Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ・「加算Ⅰ」を算定する場合は, 新たに届出が必要です。 ・旧「あり」を算定している場合で, 新たに届出がない場合は「加算Ⅱ」に移行します。
介護予防通所リハビリテーション	一体的サービス提供加算	名称変更 要件変更	(省略)	(省略)	<ul style="list-style-type: none"> ・「選択的サービス複数実施加算」→「一体的サービス提供加算」 ・新たな届出がない場合は「なし」とみなします。